

平成 25 年度
新潟市行政サービス等
民間提案制度
募集要項【詳細版】

本市の行政サービスについて、民間の皆様の自由な発想による
創意工夫を生かした、民間活力導入の提案を募集します！

募集期間 平成 25 年 7 月 29 日（月）から
募集締め切り 平成 25 年 8 月 30 日（金）まで

平成 25 年 7 月
新潟市総務部行政経営課

本制度に関する問合せ、提案書の提出先
新潟市役所 総務部 行政経営課
951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 市役所本館 5 階
T E L 025-226-2437 F A X 025-223-1557
メール gyokei@city.niigata.lg.jp
新潟市行政サービス等民間提案制度 URL
<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/minkanitaku/service/index.html>

目 次

ページ

1	<u>制度の趣旨</u>	1
2	<u>制度の概要、スケジュールの概要</u>	2
3	<u>提案の対象事業等</u>	3
	(1) 民間提案できる事務事業等の範囲	
	(2) 考えられる民間提案の種類	
	(3) 本制度による提案の対象外	
4	<u>提案できる者</u>	4
5	<u>提案の方法</u>	4
6	<u>提案書の提出方法</u>	5
	(1) 提出書類	
	(2) 提出方法、提出先	
	(3) 提出期限	
	(4) 注意事項	
7	<u>提案の評価の方法、評価の視点</u>	6
8	<u>提案の採否決定</u>	7
9	<u>提案の採否の結果通知</u>	7
10	<u>提案と採否の公表等</u>	7
11	<u>事業実施者の選定方法</u>	8
12	<u>その他</u>	8

【資料】

- ・民間活力推進事業リスト、事業概要調書
- ・全体スケジュール、フロー図
- ・(第1号様式)新潟市行政サービス等民間提案書
- ・(第2号様式)提案者に関する調書
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

平成 25 年度新潟市行政サービス等民間提案制度募集要項

1 制度の趣旨

地方自治体は、地方分権や少子高齢化の進展による行政を取り巻く社会環境の変化や、厳しい財政状況を背景として、また企業やNPOなどが公共の分野を担うようになってきている中で、さまざまな行財政改革を進めています。

本市においても、これまで計画的に行財政改革を推進しており、事務事業等の民間活力の導入については「民間委託等の推進に関する基本指針（平成 16 年 4 月 9 日施行）」で「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、積極的に推進してきました。

「新潟市行政サービス等民間提案制度」は、今後のさらなる社会経済情勢の変化に対応し、一層の民間活力等の導入を推進していくため、従来のような行政が枠組みを決める取り組みだけでなく、民間の自由な発想による創意工夫を生かすことができる制度です。

新潟市行政サービス等民間提案制度のポイント

新潟市の行政サービスについて、
民間の皆様の自由な発想による創意工夫を生かした、
民営化、協働、業務委託、指定管理者制度、PFI、
広告掲載、ネーミングライツ、公有資産活用などのご提案により、
その事務事業を担っていただくことで、
さらなる民間活力等の導入を進めていきます。

新潟市行政改革プラン 2013 では...

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/gyoseikaikaku/plan2013/index.html>

3つの重点改革項目の中で、「市民との真のパートナーシップの形成」「持続可能な財政運営の確立」を掲げています。民間提案制度は、これら重点改革項目をさらに推進するための取り組みです。

2 制度の概要、スケジュールの概要

スケジュールの詳細は、「【資料】全体スケジュール概要、フロー図」をご覧ください。

民間活力推進事業リスト、事業概要調書の公表（別添【資料】参照）

本市のホームページでも公表

市が民間活力の導入（拡大）を期待する事務事業を記載した「民間活力推進事業リスト」と、事業概要、コスト、実施状況等を記載した「事業概要調書」を公表します。

民間提案の募集 詳細は、この募集要項 P.3~5

で示す「民間活力推進事業リスト」に記載された事務事業について、民間から、市の事務事業の枠にとらわれず自由な発想による創意工夫を生かし、市が実施するよりも「市民サービスの向上」「行財政運営の効率化」「地域経済の活性化」などに繋がる民間活力等導入の提案を募集します。

民間提案の内容の評価 詳細は、この募集要項 P.6

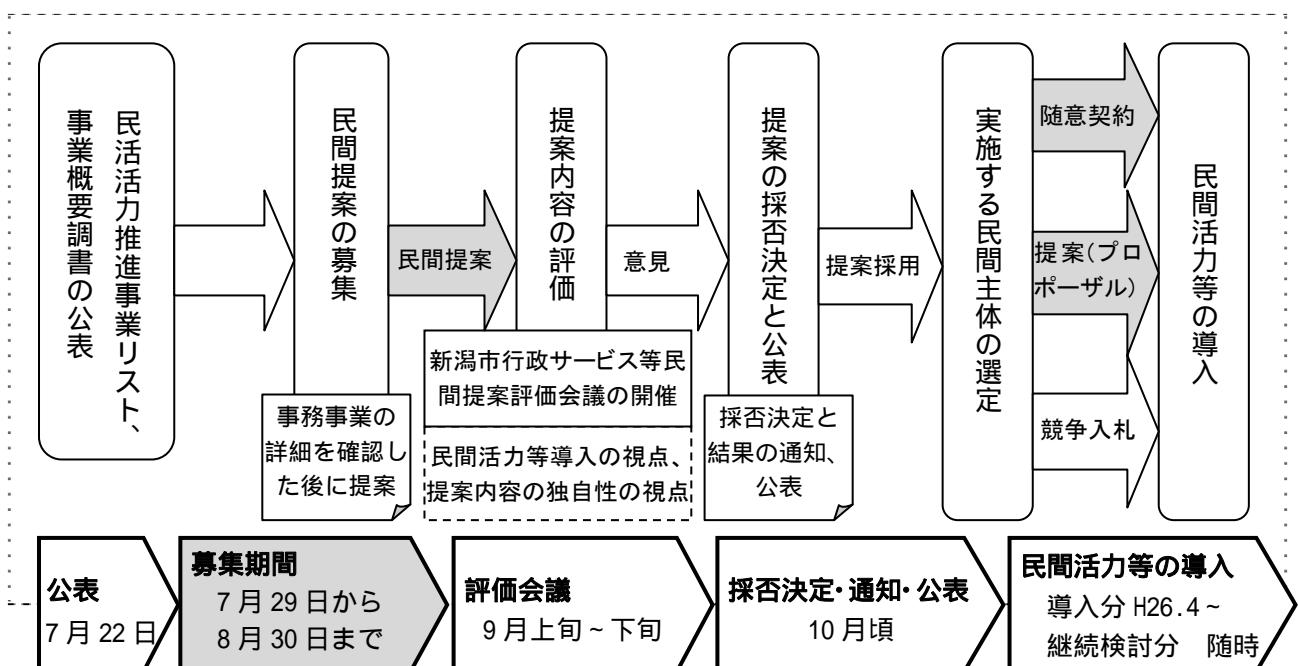
提出された提案について、市は「新潟市行政サービス等民間提案評価会議」を開催し、「民間活力等導入の視点」「提案者の提案内容の独自性に関する視点」について、意見を聴きます。

民間提案の採否決定と結果の通知、公表 詳細は、この募集要項 P.7

市は、 の意見を最大限に尊重しながら、総合的に提案についての民間活力等導入方針を決定します。

事業実施する民間主体の選定 詳細は、この募集要項 P.8

提案内容の独自性などに応じて、事業実施する民間主体を選定し、さらなる民間活力等を導入します。



3 提案の対象事業等

本市が実施している全事務事業等のうち、特に民間活力等の導入（拡大）を期待する事業として別添資料「民間活力推進事業リスト」に掲げた事務事業を対象とします。

ただし、対象外の事務事業等でも、「民間活力推進事業リスト」に掲げた事務事業と併せて実施することで、より効果的・効率的な取り組みとなる提案であれば、組み合わせて提案可能とします。

本市の全ての事務事業等については、本市のホームページで、「全事務事業等リスト」として公表しておりますのでご確認ください。

民間活力推進事業リスト

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/minkanitaku/service/teianbosyuh25.html>

全事務事業等リスト

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/gyoseikaikaku/list/H25list.html>

(1) 民間提案できる事務事業等の範囲

- 民間活力推進事業リストの事業単位ごと
- 民間活力推進事業リストの事業単位の一部
- 民間活力推進事業リストの事業単位または事業単位の一部を複数集約（横断的な提案）
- 民間活力推進事業リストの事業単位（その一部）と民間活力推進事業リストにない事業単位（その一部）と集約（横断的な提案）

(2) 考えられる民間提案の種類

民営化、協働、業務委託、広告掲載などがあります。

(3) 本制度による提案の対象外

新たな事業の実施または事業の廃止に関する提案

市が民間活力等導入済みの事務事業等について、単に事業実施者となろうとする提案

民間活力推進事業リストに記載のない事務事業等のみの提案

ただし、民間活力推進事業リストの事務事業等と併せて実施することで、さらなるサービスの向上が図られる提案であれば提案可能

4 提案できる者

民間提案が採用された後に事業実施者となる意思のある、民間企業、NPO法人等の法人、任意団体など、個人を除く全ての団体が提案することができます。

ただし、次に掲げる団体は提案できません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- ② 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の団体
- ③ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てを行っている団体
- ④ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条および第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体
- ⑥ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体
- ⑦ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- ⑧ 納付義務のある各種税を滞納している団体

5 提案の方法

提案する事務事業等の範囲を検討 この募集要項3(1)

「民間活力推進事業リスト」および「事業概要調書」をご覧いただき、提案する事業を検討してください。また、「民間活力推進事業リスト」に記載のない事務事業でも同種の事業等を一体的に実施することで、より効果的・効率的な提案が考えられる場合は提案可能ですので、併せて検討してください。

「民間活力推進事業リスト」に記載のない事業については、本市のホームページで公表している「全事務事業等リスト」で確認できます。

市の事務事業等の詳細を確認

「事業概要調書」の確認後、必要に応じ、「民間活力推進事業リスト」に記載してある連絡先に、事務事業等の詳細内容の確認を行ってください。

「民間活力推進事業リスト」に記載のない事業の詳細を確認する場合は、「全事務事業等リスト」に記載してある担当にご連絡ください。

6 提案書の提出方法

(1) 提出書類

提案にあたっては、次の資料を提出してください。このほか、提案の内容等により、追加の資料提出をお願いすることがあります。

提出書類は原則 A 4 サイズで作成してください。

提出書類

- ・新潟市行政サービス等民間提案書（第1号様式）
- ・提案者に関する調書（第2号様式）添付資料（決算資料、活動実績等）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・その他、提案事業の内容がわかる参考資料（企画書、実施事例等）（任意様式）
様式のダウンロード

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/minkanitaku/service/teianbosyuh25.html>

(2) 提出方法、提出先

持参または郵送（1部）若しくは電子メールのいずれかの方法で提出してください。

提出先

新潟市役所総務部行政経営課

951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 市役所本館 5 階

メール gyokei@city.niigata.lg.jp

(3) 提出期限

平成 25 年 8 月 30 日（金）

- ・持参の場合は、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ・郵送、電子メールの場合は、当日必着

(4) 注意事項

ご提出いただいた資料は、返却しませんのでご了承ください。

提案者の提案内容、応募書類に関する一切の知的財産権は、提案者に帰属します。

ただし、本市は、本提案および提案書類等を無償で利用することができることとします。

7 提案の評価の方法、評価の視点

提案内容については、学識経験者等の外部委員で構成する「新潟市行政サービス等民間提案評価会議」を非公開で開催し、「民間活力等導入の視点」「提案者の提案内容の独自性に関する視点」に対する評価を行います。

評価会議は、提案者の提案書類を基に、提案者および所管課にヒアリングを行い評価します。

ヒアリングの日程は、ヒアリングを実施する各提案者に後日お知らせします。

民間活力等導入の視点

中・長期的観点から民間事業者を育成し、協働を広めていけるか【将来性】

地域ニーズに応じた事業が展開でき、地域雇用、地域経済等の活性化が図れるか【地域性】

一部事業者の半永久的な独占とならず、市場による競争が確保されるか【競争性】

民間事業者にメリットがあるか（利益、信頼性向上、事業拡大など）【採算性】

民間事業者にサービス水準を維持・向上させる体制があるか、また事業継続ができるよう経営基盤が安定的な民間事業者が複数存在しているか【安定性、実現性】

新たに発生する業務（契約締結、指導、モニタリング等）を含めても市のコスト減（または歳入の増加）となり、また市民サービス水準の確保、向上ができるか【効率性、効果性】

民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか【法令適合性、行政責任確保】

提案者の提案内容の独自性に関する視点

知的財産的なノウハウを有するか

独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか

地域の雇用への配慮や、地域経済の活性化を図る工夫があるか

行政が実施するより市民サービスの向上ができる工夫があるか

提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力があるか

8 提案の採否決定

市は、7の評価会議での各委員の意見を最大限に尊重しながら、総合的に提案の採否を次のとおり決定します。

採用となった事業は、具体的な実施に向けた検討を進めていきます。

採否等の区分	
採用（一部採用）	提案（の一部）を採用し、民間活力等の導入を進めると判断した場合
継続検討	民間活力等導入の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合 提案内容について、さらなる検討を要する場合
不採用	民間活力等の導入が適さないと判断した場合

実施時期

年度中に導入できるものは実施します。

予算要求が必要なものは、採用決定後の予算編成の次年度から実施します。

諸課題の整理、調整等に準備期間を要する場合は、具体的な事務スケジュール、導入時期を示し実施します。

9 提案の採否の結果通知

提案の採否については、採否決定後すみやかに、全ての提案者に通知します。なお、結果が継続検討および不採択の場合には、その理由を付し通知します。

結果の通知は、平成25年10月頃を予定しています。

10 提案と採否の公表等

提出された全ての提案については、提案事業名と提案事業概要等（提案書（第1号様式）の1から3の項目）をホームページで公表します。

なお、提案者名や詳細な提案内容は、非公開とします。ただし、提案が採用された場合は、個人情報等保護すべき情報を除き公表することがあります。

11 事業実施者の選定方法

評価会議での、「提案者の提案内容の独自性」に関する視点で評価された内容を勘案し、提案内容のノウハウ等に応じて次の選定方法により、改めて事業実施者を選定します。

随意契約

民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、民間提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、提案者を事業実施者として選定します。

プロポーザル等総合評価

民間提案の内容に提案者の独自性がそれほど高くなく、提案者以外にも複数の事業者が存在するが、実施に際して、特別なノウハウ、経験などの活用を要する場合、改めて事業実施者を公募し、提案内容を競わせ選定します。

なお選定に際しては、民間提案し採用された者に対して民間提案加点を行うものとします。

競争入札

民間提案の内容に提案者の独自性がほとんどなく、提案者以外にも複数の事業者が存在し、実施に際して、特別なノウハウ等の活用を要しなく、提案内容を競わせる必要がない場合は、改めて事業実施者を公募し選定します。

12 その他

募集要項等の承諾について

提案者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとします。

費用負担について

提案に関する一切の費用については、提案者の負担とします。

本要項に記載されていない事項の取り扱いについて

本要項に記載されていない事項は、提案者からの問い合わせにより市が決定し、ホームページに掲載します。

本制度に関する問合せ、提案書の提出先
新潟市役所 総務部 行政経営課
951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 市役所本館 5 階
T E L 025-226-2437 F A X 025-223-1557
メール gyokei@city.niigata.lg.jp